

適時調査時の事務的点検チェックリスト

1. 院内掲示義務について
<input type="checkbox"/> 院内掲示の必要性は、①厚労大臣が定める掲示事項、②施設基準、③点数表の算定要件、④医療法などで定められていることを認識しているか。
<input type="checkbox"/> 掲示は受付など患者の目につきやすいところに、届出した内容をすべて掲示しているか。 ※ 特に見やすい文字の大きさを指摘されることもあるため留意。
<input type="checkbox"/> 入院基本料は届出内容の概要（看護要員の対患者割合、看護要員の構成）を記載。各病棟にも掲示しているか。
<input type="checkbox"/> 地方厚生局長に届出した各種施設基準は、届出を行ったことにより、患者が受けられるサービスなどをわかりやすく掲示しているか。そのうえで、パンフレットなどにはより詳細に記載し、掲示の下に質問はいつでも受けるとの項目を記載しており、懇切丁寧に対応しているか。
<input type="checkbox"/> コンタクトレンズ検査料は施設基準で詳細な院内掲示が届出要件になっているので、他との格差をつけて掲示しているか。
<input type="checkbox"/> 1週間の食事メニューは病棟にも掲示（選択メニューも同様）しているか。
2. 保険外負担による掲示（十分な情報提供と患者の選択と同意の下ですることが前提）
<input type="checkbox"/> 評価療養を除く消費税を含んだ総額を記載しているか。 ※ 評価療養（先進医療、医薬品の治験など）、選定療養（差額ベッド、予約診療、時間外診療、紹介患者以外の初診料、制限回数を超えるリハビリテーションなど）
（1）保険外併用療養費
<input type="checkbox"/> 内容及び費用を院内の見やすい場所（受付窓口、待合室など）に掲示しているか。
<input type="checkbox"/> 特別の療養環境（個室料など）は、各々のベッド数、場所、料金をわかりやすく掲示しているか。病状により個室入室を医師が指示した場合は徴収しない旨を掲示しているか。
<input type="checkbox"/> 180日超入院患者の掲示は厚労大臣が定める状態を除き、別に1日〇〇円（通算対象入院料の基本点数の15%相当）と掲示しているか。
<input type="checkbox"/> 評価療養（先進医療）等があればその内容を記載して、自己負担の費用と保険費用を区分して記載しているか。
<input type="checkbox"/> 特別メニューの食事提供（1週間分のメニューと特別料金）について掲示しているか。
<input type="checkbox"/> 紹介状のない場合の初診患者の特別料金は緊急やむを得ない場合は、徴収しない旨を掲示しているか。
<input type="checkbox"/> 他の医療機関に紹介することを申し入れた患者がその後も当該医療機関に受診した場合の200床以上病院の再診料の徴収額の取り扱いは適正か。徴収する場合は、①他の医療機関に文書で紹介する用意があること、②紹介先医療機関名、③次回以降特別料金を徴収することを記載した文書を交付して説明しているか。
<input type="checkbox"/> 患者の都合による時間外の診療料は、時間外加算部分が自己負担になる旨と額を掲示しているか。
（2）療養の給付と直接関係のないサービスなどの費用徴収
<input type="checkbox"/> 「当院はその使用量、利用回数に応じた実費負担をお願いします」として以下を掲示しているか。
<input type="checkbox"/> 診断書料（種別、簡単なもの、複雑なものなど）1通〇〇円、理髪代1回〇〇円、紙おむつ代1枚〇〇円。
<input type="checkbox"/> 実費負担項目をすべて掲示し、かつ患者の同意文書にも個室料を含めすべて記載してチェック欄を設け、説明した者、説明を受けたことの同意を得る様式にしているか。
3. 医師法第14条の2で院内掲示が義務付けられている項目（以下）を掲示しているか
<input type="checkbox"/> 管理者の氏名
<input type="checkbox"/> 診療従事医師名
<input type="checkbox"/> 医師の診療日及び診療時間
<input type="checkbox"/> 建物内部の案内図
<input type="checkbox"/> 診療時間は、診療開始時間・終了時間を記載するが、診療開始・終了時間を掲示したうえで受付開始時間～受付終了時間を付記する。
<input type="checkbox"/> なお、地方厚生局長に届出した医師（保険医登録）の診療時間、標榜科目に変更がないか。特に非常勤医師の保険医登録はその都度実施しているか。保険医登録コピーなどを残しているか。
※ 療養担当規則や健康保険法上では届出した内容を広告（院外掲示）する旨の通知解釈がある。すなわち、病院に入り口玄関の看板に、標榜科目（届出順）、標榜時間（届出時間）または受付開始・終了時間、病院名と電話番号などの掲示が求められる。
4. その他の掲示事項は適正か
<input type="checkbox"/> 指定を受けた介護保険事業（予防サービスを含む）
<input type="checkbox"/> 各種指定医療機関の表札（労災など）
5. ホームページまたは年報などで公表を義務付けられたもの（以下の項目を広告した場合は、公表が義務付け）
<input type="checkbox"/> 職員の人員配置を広告した場合は、何年何月の数値かを示して、年1回更新する。広告数値をホームページなどで公表しているか。
<input type="checkbox"/> 紹介率または逆紹介率を広告した場合は数式と使用患者数を公表しているか。
<input type="checkbox"/> 手術件数、分娩件数、平均在院日数、在宅患者数、外来患者数、入院患者数、平均在宅患者数、平均外来患者数、平均入院患者数、平均病床利用率は、算出期間を併記して公表しているか。
6. その他
<input type="checkbox"/> 医療監視、介護保険の実地調査などでの指摘事項、改善結果を聴き取りされる場合があるのでこれらの書類を準備しているか。

注：本稿は実際に適時調査で指摘されている項目を記載しておりますが、都道府県厚生局により若干異なる指摘もありますので、ご留意ください。